

賢い消費者になりましょう！

消費生活相談

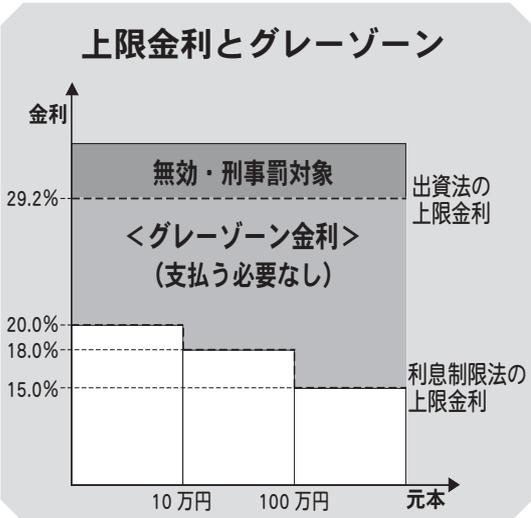
前号では「過払い金」についてお知らせしました。それではなぜ過払い金が発生するのでしょうか。

今回は、その原因の一つである「グレーゾーン金利」についてご説明します。

◇グレーゾーン金利って？

お金を借りた場合の利息は「出資法」と「利息制限法」の2つの法律で上限が定められています。出資法では29・2%、利息制限法では借り入れ金額に応じて15〜20%が上限利息です。

この金利の差の部分を「グレーゾーン金利」といいます（左図）。



<消費生活相談窓口>

- 役場消費生活相談窓口（役場町民課内）
Tel. 0796・36・1941（直通）
 - たじま消費者ホットライン
Tel. 0796・23・1999
- ※相談無料で秘密は厳守！！

金融業者が出資法の上限金利である29・2%を超える利息を借入者に課すことは、出資法で刑事罰の対象となります。

しかし、この金利未満で、かつ利息制限法で定められた上限を超えても処罰されないことから、多くの金融業者がグレーゾーンで貸し付けを行っています。

その場合、すでに支払い済みの過剰な返済金から、利息制限法で定められた金利で再計算した返済額を差し引いた額が過払い金となり、金融業者に返還を請求することが出来ます。

過払い金は取り戻しましょう！

◇富士の過払い金請求について

過払い金請求期限は2月28日まで。自分で名乗りを挙げ、手続きしないと過払い金は戻りません。

「もしかすると自分は該当するのでは」と思う人はできるだけ早く手続きを行いましょ。